平成２０年草加市議会６月定例会　市長提出議案等一覧

【議案】

第３６号議案	専決処分の承認を求めることについて［草加市税条例の一部を改正する条例］
第３７号議案	専決処分の承認を求めることについて［草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例］
第３８号議案	平成２０年度草加市一般会計補正予算（第１号）
第３９号議案	平成２０年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
第４０号議案	草加市税条例の一部を改正する条例の制定について
第４１号議案	草加市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
第４２号議案	草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
第４３号議案	草加市物産情報館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について
第４４号議案	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について
第４５号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
第４６号議案	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

【報告】

第６号報告	専決処分の報告について
第７号報告	専決処分の報告について
第８号報告	平成１９年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について
第９号報告	平成１９年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第１０号報告	平成１９年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第１１号報告	平成１９年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第１２号報告	平成１９年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第１３号報告	平成１９年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
第１４号報告	平成１９事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について
第１５号報告	平成１９年度財団法人草加市みどりの協会事業報告書及び決算書の提出について
第１６号報告	平成１９年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について
第１７号報告	平成１９年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

議　案

第３６号議案　専決処分の承認を求めることについて［草加市税条例の一部を改正する条例］

１　目的

地方税法等の一部改正に伴い、平成２０年４月３０日に草加市税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したものについて、議会の承認を得るものです。

２　内容

⑴　住宅借入金等特別税額控除

納税通知書が送達された後に「住宅借入金等特別税額控除申告書」が提出された場合において、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、住宅借入金等特別税額控除を適用できることとするものです。（現行の申告書提出期限は３月１５日）

⑵　ベンチャー企業の株式譲渡益に係る優遇措置の廃止

所得税で投資段階での優遇措置が拡充されたため、ベンチャー企業育成の観点から設けられている特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（株式譲渡所得を１／２とする課税）を廃止します。

⑶　住宅の省エネ改修に係る減額措置の創設

既存住宅について、一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税の３分の１を減額（１戸当たり１２０㎡を限度）する特例措置を創設します。

ア　対象となる住宅

平成２０年１月１日に存する住宅

イ　対象となる工事要件

①　窓の改修工事［必須］　　②　床の断熱改修工事

③　天井の断熱改修工事　　④　壁の断熱改修工事

ウ　対象となる工事期間等

平成２０年４月１日から平成２２年３月３１日までの間に工事が完了し、工事費用が３０万円以上であること

３　施行期日等

⑴　施行期日　公布の日（平成２０年４月３０日）

⑵　適用区分　⑴⑶の改正　平成２０年４月１日

⑵の改正　　公布の日（平成２０年４月３０日）

第３７号議案　専決処分の承認を求めることについて［草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例］

１　目的

地方税法等の一部改正に伴い、平成２０年４月３０日に草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を専決処分したものについて、議会の承認を得るものです。

２　内容

⑴　保険税の賦課限度額の変更・設定

		所得割	資産割	均等割	平等割	**限度額**
現行	医　療　分	8.4%	10%	14,000円	14,000円	**530,000円**
	介　護　分	1.1%	－	6,900円	－	90,000円
	後期高齢者医療支援金等分	1.5%	－	3,000円	－	－
改正後	医　療　分	8.4%	10%	14,000円	14,000円	**470,000円**
	介　護　分	1.1%	－	6,900円	－	90,000円
	後期高齢者医療支援金等分	1.5%	－	3,000円	－	**120,000円**

⑵　後期高齢者医療制度創設に伴う保険税の減額措置

ア　後期高齢者医療制度創設時の後期高齢者又は創設後に７５歳に到達する者が国保から後期高齢者医療制度に移行することがあっても、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が従前と同程度となるよう、減額を行うものです。

①　低所得者に対する軽減判定について国保からの移行により世帯の国保被保険者が減少しても、５年間従前と同様の軽減判定を受けることができます。

※草加市の軽減措置（均等割額及び平等割額）

世帯主とその世帯に属する被保険者の前年中の総所得で区分

・総所得が３３万円以下の世帯

→６割軽減

・総所得が３３万円＋（２４万５千円×世帯主以外の被保険者数）以下の世帯

→４割軽減

②　平等割で賦課される保険税について、国保からの移行により単身世帯となる者の平等割を、軽減判定後の２分の１の減額を行います。

イ　後期高齢者医療制度創設時の後期高齢者又は創設後に７５歳に到達する者が被用者保険（社会保険）から後期高齢者医療制度に移行することがあった同じ世帯に属する被扶養者からの国保加入者の保険税について減額を行うものです。

①　被用者保険の被扶養者であった期間に保険税を賦課されていなかったことから新たに保険税を負担することとなるため、当該被扶養者であった者について２年間所得割・資産割を免除とし、旧被扶養者に係る被保険者均等割額について被用者・国保加入者の収入で判定を行い軽減額と合わせて半額となる減額を行います。（６割軽減を行っている世帯は、６割軽減）

②　被用者保険からの移行により被扶養者のみで構成される単身世帯に限り、旧扶養者の属する世帯に係る平等割について軽減額と合わせて半額となる減額を行います。（６割軽減を行っている世帯は、６割軽減）

３　施行期日等

⑴　施行期日　公布の日（平成２０年４月３０日）

⑵　適用区分　平成２０年４月１日

第３８号議案　平成２０年度草加市一般会計補正予算（第１号）

歳入･歳出補正予算額　43,743千円
補正後の歳入･歳出予算額　61,264,153千円

補正予算の主な内容

歳　入　（千 円）

款	補 正 額	主　な　内　容
17 繰入金	43,743	・財政調整基金繰入金
合　計	43,743	

歳　出　（千 円）

款	補 正 額	主　な　内　容	
３民生費	40,243	・後期高齢者医療広域連合事務事業	2,000
		・社会福祉施設管理運営事業	7,770
		・国民健康保険特別会計繰出金	30,473
８土木費	3,500	・道路舗装改良事業	
合　計	43,743		

第３９号議案　平成２０年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

歳入･歳出補正予算額　46,031千円
補正後の歳入･歳出予算額　22,817,736千円

補正予算の主な内容

歳　入　（千 円）

款	補 正 額	主　な　内　容
４ 国庫支出金	15,558	･療養給付費負担金
10 繰入金	30,473	･一般会計繰入金
合　計	46,031	

歳　出　（千 円）

款	補 正 額	主　な　内　容	
５老人保健拠出金	46,031	･老人保健拠出金(医療費)	45,759
		･老人保健拠出金(事務費)	272
合　計	46,031		

第４０号議案　草加市税条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の公的年金からの特別徴収、証券税制、公益法人制度改革及び寄附金税制の拡充に係る改正を行うとともに、条文の所要の整備を行うものです。

２　内容

⑴　公的年金からの特別徴収［平成２１年１０月から実施］

６５歳以上の公的年金の受給者（当該年度の初日に年金受給者）

⇨　ただし、次の者は特別徴収の対象としません。

①年額１８万円未満の年金受給者　②徴収額が年金受給額を超える者

⑵　証券税制の改正

ア　上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る軽減税率の廃止

上場株式等の譲渡所得・配当所得に係る軽減税率３％（市民税1.8%・県民税1.2%）の特例を廃止し、本則規定の５％（市民税3%・県民税2%）とします。

※　特例措置（平成２１年・平成２２年）

(ｱ)　譲渡所得に対する特例措置

５００万円以下の部分については、軽減税率３％（市民税1.8%・県民税1.2%）のまま

(ｲ)　配当所得に対する特例措置

１００万円以下の部分については、軽減税率３％（市民税1.8%・県民税1.2%）のまま

イ　上場株式等の譲渡損失と配当所得との間の損益通算の仕組みの導入

その年分又はその前年以前３年内に生じた上場株式等に係る譲渡損失がある場合は、これらの損失の金額を上場株式等に係る配当所得から控除することができます。

⑶　公益法人制度改革に伴う改正

ア　市民税に係る改正（平成２０年４月１日から適用）

(ｱ)　公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の均等割については最低税率を適用

(ｲ)　その他の改正

・　人格のない社団等で収益事業を行わないものの均等割については非課税

・　人格のない社団等、公益法人等など資本金の額又は出資金の額を有しない場合は、均等割について最低税率を適用

イ　固定資産税に係る改正（平成２０年度課税から適用）

各法人が設置する児童福祉施設、幼稚園、博物館等の施設の取扱い

・　公益社団・財団法人が設置する施設　á非課税

・　一般社団・財団法人に移行した法人が設置する既存施設

á平成２５年度まで非課税

・　特例民法法人（現行の社団又は財団法人で一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人へ移行していない法人：期限は平成２０年１２月１日から５年間）が設置する施設　á非課税

⑷　寄附金税額控除

ア　地方公共団体に対する寄附金税制の改正

	現　行	改正後
寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲	都道府県又は市区町村	都道府県又は市区町村
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	（適用対象寄附金×税率（10%）の軽減効果）	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 [税額控除額の計算方法] ①と②の合計額を税額控除 ①[地方公共団体に対する寄附金 − 5千円] × 10% ②[地方公共団体に対する寄附金 − 5千円] × [90% − 0～40%（寄附者に適用される所得税の限界税率）] ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度
控除対象限度額	総所得金額等の25%（地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）	総所得金額等の30% （地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額）
適用下限額	10万円	5千円

イ　地方公共団体以外のものに対する寄附金税制の改正

（条例で個別に団体等を指定する必要があります。）

	現　行	改正後
対象寄附金	・住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 ・住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金	現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金を追加 （所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定）
控除方式	所得控除方式	税額控除方式
控除率	（適用対象寄附金×税率（10%）の軽減効果）	道府県民税4% 市町村民税6%
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用下限額	10万円	5千円

※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。

３　施行期日

⑴⑷の改正　平成２１年４月１日
⑵アの改正　平成２１年１月１日
⑵イの改正　平成２２年１月１日
⑶アの改正　公布の日
⑶イの改正　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成２０年１２月１日）

第４１号議案　草加市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

平成２１年度に草加市立北谷小学校と草加市立花栗小学校を統合し、新たに小学校１校を設置するものです。

２　内容

名称：草加市立松原小学校　　　場所：旧草加市立花栗小学校

３　施行期日

平成２１年４月１日

第４２号議案　草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

１　目的

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備するとともに、併せて条文の所要の整備を行うものです。

２　内容

⑴　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正に伴う改正

生活保護受給者と同様に取り扱うため、次の事項を改正します。

ア　医療費助成の適用除外

中国残留邦人等に対しても法に基づく医療支援給付が行われているため、医療費助成の対象から除くものです。

(ｱ) 草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

(ｲ) 草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

イ　会費免除の対象者

交通災害共済制度の会費免除の対象者として追加します。

(ｱ) 草加市交通災害共済条例

⑵　主な所要の整備

対象者が医療機関の窓口等で支払う一部負担金の定義規定に係る整備等

ア　草加市重度心身障害者医療費支給に関する条例

イ　草加市こども医療費支給に関する条例

ウ　草加市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例

３　施行期日

公布の日から施行し、平成２０年４月１日から適用します。

第４３号議案　草加市物産情報館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

１　目的

草加市物産情報館を観光情報の発信地として明確に位置づけるため、施設の名称を変更するものです。

２　内容

⑴　設置目的の追加

現　行		改正後
産業の振興	á	産業の振興 市内の紹介、案内などの観光情報の発信

⑵　名称の変更

草加市物産情報館の名称を「草加市物産・観光情報センター」に変更します。

３　施行期日

平成２０年７月１日

第４４号議案　埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

１　目的及び内容

次の事項を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により、議会の議決を求めるものです。

⑴　一部事務組合の解散及び名称変更

皆野・長瀞水道企業団の解散（平成２０年３月３１日）

秩北衛生下水道組合を皆野・長瀞上下水道組合に名称変更（平成２０年４月１日）

⑵　共同処理事務への新規加入

朝霞市の交通災害共済事業への加入

⑶　組合議会議員選出方法等の変更

２　施行期日

⑴⑶の改正　埼玉県知事の許可のあった日

⑵の改正　　平成２１年４月１日

第４５号議案　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員宮本節子氏は、平成２０年９月３０日をもって任期満了となるので、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

第４６号議案　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

平成２０年９月３０日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任として、新たに人権擁護委員に加藤由美子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、議会の意見を求めるものです。

報　告

第６号報告　専決処分の報告について

１　事故の概要

平成２０年２月１４日午後４時１５分ごろ、市民安全課の職員が公務のため公用車で市道１０３７０号線を走行中、草加市旭町二丁目２番２８号地先において、右側道路から進入してきた浅子雅子氏運転の自転車に公用車が接触し、同氏を負傷させたものです。

２　損害賠償の額

１２６，５１０円

３　損害賠償の相手方

住　所　　草加市旭町二丁目１番２３号メイツ草加１１２号

氏　名　　浅　子　雅　子

４　専決処分日

平成２０年５月２２日

第７号報告　専決処分の報告について

１　事故の概要

平成２０年３月１１日午前１０時ごろ、住宅・都市計画課の職員が公務のため公用車で市道４０３３７号線を走行中、草加市瀬崎町１３６６番地６地先において、丁字路を右折した際、左前方に駐車中の福井創氏所有のスクーターに接触し、スクーターを損傷させたものです。

２　損害賠償の額

１１５，２７９円

３　損害賠償の相手方

住　所　　草加市瀬崎町１３６６番地６

氏　名　　福　井　　創

４　専決処分日

平成２０年５月２２日

第８号報告　平成１９年度草加市一般会計継続費繰越計算書の報告について

第９号報告　平成１９年度草加市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第１０号報告　平成１９年度草加市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

第１１号報告　平成１９年度草加市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

第１２号報告　平成１９年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計　算書の報告について

第１３号報告　平成１９年度草加市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

平成１９年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の継続費等の繰越計算書の報告です。

第１４号報告　平成１９事業年度草加市土地開発公社事業報告書及び事業会計決算書の提出について

第１５号報告　平成１９年度財団法人草加市みどりの協会事業報告書及び決算書の提出について

第１６号報告　平成１９年度財団法人草加市体育協会事業報告書及び決算書の提出について

第１７号報告　平成１９年度財団法人草加市文化協会事業報告書及び決算書の提出について

市が出資している法人の平成１９年度の事業報告書です。